

表1 特定のアルコール飲料の物品税改正（2024年1月発表）（注1）

種類			現行の税率		新税率	
			従価税 (%)	従量税 (注2)	従価税 (%)	従量税
醸造酒	(変更なし)	その他の醸造酒	10	150	10	150
	(新)	アルコール度数7度以下のタイの地酒 例：ウ、カシェー、サトー等	10	150	0	150
	(新)	アルコール度数7度以上で、蒸留酒が含まれている醸造酒	10	150	10	255
ワインおよび フルーツワイン	(改正) 希望小売価格 による区別を 撤廃	ブドウから作られたワインおよびスパークリングワイン ・1本1,000パーツ超	10	1,500	5	1,000
		・1本1,000パーツ以下	0			
		フルーツワイン、またはブドウ或いはブドウのワインが含まれている果実の醸造酒 ・1本1,000パーツ超	10	900	0	900
		・1本1,000パーツ以下	0			

(注1) 2024年2月23日施行。

(注2) 従量税の単位は「パーツ/純アルコール換算1リットル」。

(出所) タイ財務省資料をもとにジェトロバンコク作成

表2 ワインの関税免除（2024年1月発表）（注）

種類	現行 (%)	新税率
ワイン (HSコード22.04、22.05)	54、60	免除

(注) 2024年2月23日施行。

(出所) タイ財務省資料をもとにジェトロバンコク作成